

## 小山町農業委員会の農業委員募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき小山町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集等する人数)

第2条 推薦を求め人数又は募集をする人数は、合計で11人とする。

(候補者の資格等)

第3条 農業委員の推薦を受ける者又は応募する者（以下「候補者等」という。）は、農業に関する知識及び関心を持ち次条各号に掲げる所掌事務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、候補者等となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(所掌事務)

第4条 農業委員の所掌事務は、法第6条に掲げる業務等で、主なものは次のとおりとする。

- (1) 平日昼間に開催される農業委員会総会等の会議（月に1から2回程度）へ出席し、農地法（昭和27年法律第229号）等の権限に属された事項の審議を行うこと。
- (2) 農地法等に基づく申請の調査を行うこと。
- (3) 農地法に基づき、町内の農地の利用状況の調査及び調査結果の報告を行うこと。
- (4) 農地の利用の最適化（遊休農地の有効利用、違反転用防止等）に関すること。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間とする。

(募集等の期間)

第6条 推薦及び募集の期間は、令和8年2月2日（月）から令和8年3月6日（金）の8時30分から17時15分までの土曜日、日曜日及び祝日を除いた日とする。

(推薦等の方法)

第7条 推薦をし、又は募集に応募しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を

町長に提出するものとする。

- (1) 推薦をする者（個人に限る。） 3人以上の氏名、住所、職業、年齢及び性別（推薦の場合のみ）
- (2) 推薦をする者（法人又は団体に限る。）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項（推薦の場合のみ）
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が当該推薦を受ける者について農地利用最適化推進委員への推薦をし、又は応募する者が農地利用最適化推進委員の募集に応募しているか否かの別  
(公表)

第8条 町長は、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報を推薦・募集期間の中間及び期間終了後に遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表事項は、氏名及び次に掲げる事項とする。

- (1) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (2) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数  
(選考)

第9条 町長は、推薦又は募集に応募した者の合計が小山町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(平成28年小山町条例第22号)第3条に規定する農業委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、選考を行い決定することとする。

(推薦書提出等)

第10条 推薦及び募集の書類の提出先等は、次のとおりとする。

- (1) 提出先 小山町経済産業部農業振興課（小山町農業委員会事務局）（小山町役場2階）
- (2) 受付時間 8時30分から17時15分
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送等
- (4) 提出期限 令和8年3月6日（金）17時15分必着（ただし、郵送の場合は、消印有効）

- (5) 提出書類 小山町農業委員推薦・応募用紙(別紙1)、小山町農業委員会履歴書(別紙2)、小山町農業委員会委員候補者承諾書(別紙3)、農業委員候補者等の個人情報の取扱いに関する同意書(別紙4)

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月2日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の規定により委嘱された委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。